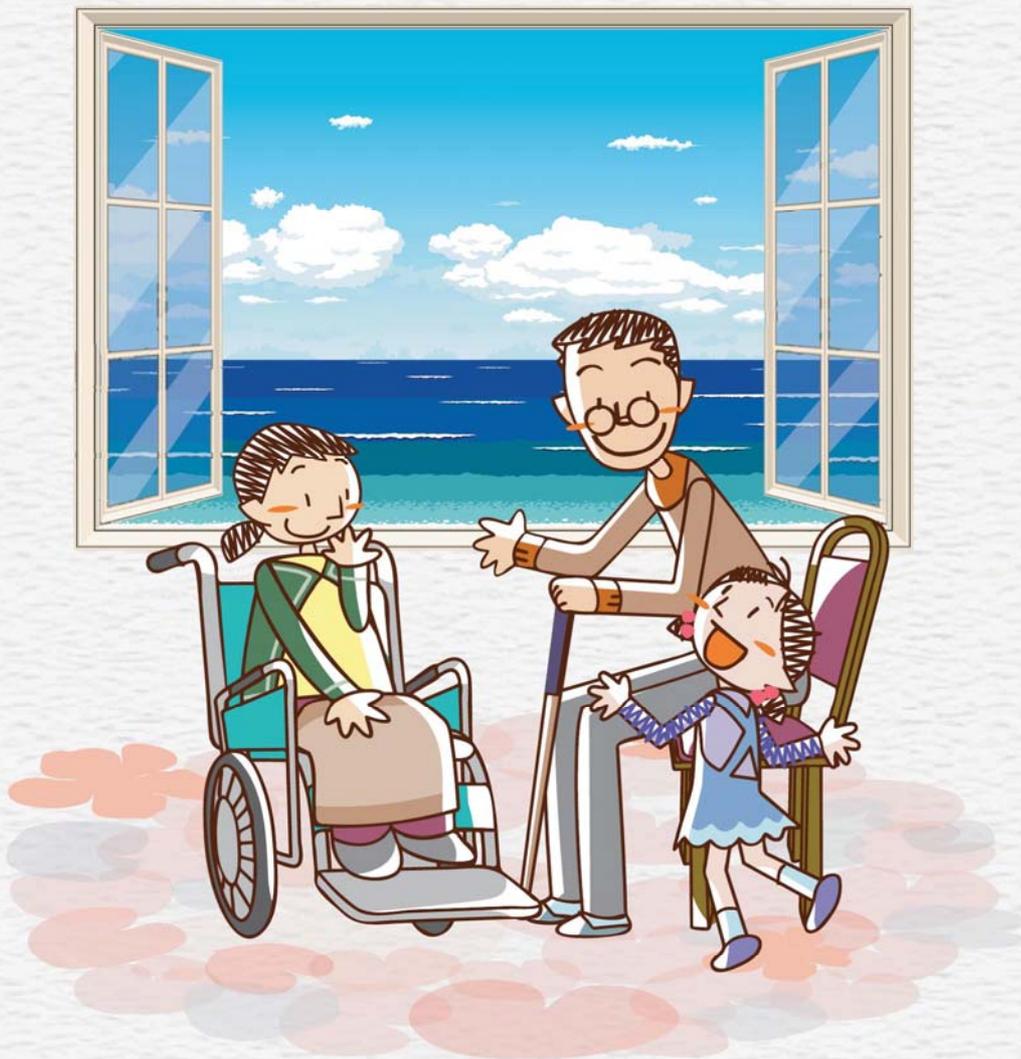




南知多町

第2次障がい者計画 第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画

【概要版】



令和3年3月
南知多町

1

計画策定の背景と趣旨

我が国の障がい者施策は、障害者基本法第1条に規定されているように、すべての国民が障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重され、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して、各施策が進められています。

国は、平成25年4月に障害者自立支援法を改正し、障がいの定義に難病等を追加し、地域社会における共生の実現に向けて、障がいのある方の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）を施行しました。平成28年5月には、障害福祉サービス及び障害児通所支援の拡充等を内容とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」を定め、障がいのある方の望む地域生活の支援の充実や障がいのある子どもへの支援ニーズの多様化に対しきめ細かな対応等を図ることとしています。

本町においても、平成30年3月に「南知多町障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」を策定し、障がい者施策の総合的な推進を図ってきました。

「南知多町障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」の計画期間が令和2年度をもって終了することから、新たに「南知多町第2次障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定します。

2

障がい者計画と障がい福祉計画、障がい児福祉計画の関係

項目	障がい者計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
名称	第2次障がい者計画	第6期障がい福祉計画	第2期障がい児福祉計画
根拠法令	障害者基本法 (第11条第3項)	障害者総合支援法 (第88条第1項)	児童福祉法 (第33条の20第1項)
性格	障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画	国の基本指針に基づき、障がいのある方の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る成果目標を設定するとともに、各種サービスの見込み、その提供体制を確保するための方策について定める計画	児童福祉法に基づくサービスの見込量と提供体制を確保するための計画
計画期間	令和3年度～令和11年度 (9年間)	令和3年度～令和5年度 (3年間)	令和3年度～令和5年度 (3年間)

3

計画の期間

平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
			障がい者計画								
			第2次障がい者計画								
			第5期障がい福祉計画・ 第1期障がい児福祉計画		第6期障がい福祉計画・ 第2期障がい児福祉計画		第7期障がい福祉計画・ 第3期障がい児福祉計画		第8期障がい福祉計画・ 第4期障がい児福祉計画		

4

計画の策定体制

障がい者関係事業者をはじめ、福祉団体関係代表者、当事者等からなる「南知多町障がい者計画等策定委員会」を設置し、新たな計画内容に関して議論しました。

また、障がいのある方等を対象にアンケート調査を実施し、障がいのある方の生活状況やニーズ、現行の施策・事業に対する評価等について把握、分析を行いました。

上記アンケート結果を補完し、より具体的な問題や要望を把握するため、広く住民からパブリックコメントを募集しました。

5

計画の基本理念

本計画では、これまでの基本理念「地域の人々が、ともに手を取り合い、助け合いながら生きるまちの実現」を踏襲し、「ノーマライゼーション」「ソーシャル・インクルージョン」の理念にたち、障がいのあるなしにかかわらず互いに助け合い、平等に生活し、活動できる社会の実現を目指しています。

**地域の人々が、ともに手を取り合い、
助け合いながら生きるまちの実現**

6

障がい者計画の展開

基本目標
1

障がいを理解し、ともに生きる地域社会づくり

障がいや障がいのある方に関する理解の促進や、ボランティア活動や福祉教育の充実等により、障がいのある人もない人もだれもが、ともに生き、心かよいあう地域社会づくりを進めます。

(1) 差別の解消、共生社会に向けた啓発・広報活動の推進

- ・多様な媒体による福祉サービスの紹介や意識啓発
- ・各種イベントを通じた交流促進や意識啓発
- ・「障害者週間」の周知・活用
- ・合理的配慮の推進

(2) ボランティア活動の促進

- ・ボランティアの育成
- ・ボランティア活動への支援

(3) 福祉教育の推進

- ・交流教育の推進
- ・福祉講座、講演会の開催
- ・福祉教育の充実

基本目標
2

自立を支援し、いきいきと暮らせる環境づくり

介護等の福祉サービスや保健・医療サービスの充実、生活安定のための施策の充実を図り、いきいきと暮らせる環境づくりを進めます。また、相談体制や情報収集・提供の充実を進めます。

(1) 相談支援・情報提供の充実

- ・相談支援体制の充実
- ・差別の解消・虐待防止及び権利擁護の推進
- ・発達障がい児への支援
- ・情報提供の充実
- ・依存症対策の推進

(2) 障がい福祉サービス等の充実

- ・障がい福祉サービス等の充実
- ・地域生活支援拠点等の機能の充実

(3) 居住の場の確保

- ・町営住宅の充実
- ・住宅改修への支援
- ・居住系サービスの充実

(4) 保健・医療サービスの充実

- ・障がいの早期発見・早期治療
- ・心の健康づくりの推進
- ・障がいの原因となる疾病の予防
- ・医療的ケア児等の支援体制の整備

(5) 生活安定のため施策の充実

- ・経済的自立支援の充実

基本目標 3

障がいのある方の可能性を上げ、社会参加できる環境づくり

就労や学習への支援の充実、スポーツ・文化等についての施策を充実することにより、障がいのある方の自立や自己実現の可能性を上げ、社会参加できる環境づくりを進めます。

(1) 療育・教育の充実

- ・療育体制の充実
- ・校内の教育環境の整備
- ・特別支援学級担当教員の研修の充実
- ・教育相談・支援体制の充実
- ・インクルーシブ教育の推進

(2) 障がい者の就労への支援

- ・雇用・就労機会の拡大促進
- ・就労定着支援の充実
- ・就労支援の推進

(3) スポーツや生涯学習活動等への参加促進

- ・スポーツ・レクリエーションの促進
- ・生涯学習活動への参加促進

基本目標 4

安心して暮らせる環境づくり

総合的な福祉のまちづくりや移動・交通手段の確保、防犯・防災対策の充実等により、障がいのある方が地域の中で安心して暮らせる環境づくりを進めます。

(1) 総合的な福祉のまちづくり

- ・人にやさしいまちづくりの推進
- ・地域福祉の推進
- ・情報のバリアフリー化の推進

(2) 移動・交通手段の確保

- ・移動・外出支援事業等の充実

(3) 防犯・防災対策及び感染症対策の推進

- ・防犯対策の推進
- ・防災対策の推進
- ・感染症対策の推進

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

成果目標	目 標
施設入所者数	令和5年度末までの施設入所者削減数を1名とする。(令和元年度末時点の入所者数：10人)
地域生活移行者数	令和元年度末から令和5年度末までの地域生活移行者数を1名とする。(令和元年度末時点の入所者数：10人)

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	1回	1回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	19人	19人	19人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	1人	1人	1人
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	1人	1人	1人
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	10人	11人	12人
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	0人	0人	0人

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域生活支援拠点の設置箇所数	1か所	1か所	1か所
検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数	1回以上	1回以上	1回以上

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

成果目標	目 標
一般就労移行者数	令和5年度に、令和元年度の一般就労移行者2人から、5人にする
就労移行支援における一般就労移行者数	令和5年度に、令和元年度の就労移行支援における一般就労移行者数1人から、2人にする
就労継続支援A型における一般就労移行者数	令和5年度に、令和元年度の就労継続支援A型における一般就労移行者数0人から、1人にする
就労継続支援B型における一般就労移行者数	令和5年度に、令和元年度の就労継続支援B型における一般就労移行者数1人から、2人にする
就労定着支援事業の利用者数	国の基本指針通り
就労定着支援事業の就労定着率	国の基本指針通り (本町には就労移行支援事業所がないため、計画期間中に事業所の参入があった場合)

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

活動指標		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数		1人	1人	1人
ペアレントメンターの人数		0人	0人	0人
ピアサポートの活動への参加人数		1人	1人	1人
障がい児の受け入れ	保育所	2人	3人	4人
	認定こども園	0人	0人	0人
	放課後児童クラブ	1人	1人	1人

(6) 相談支援体制の充実・強化等

活動指標	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
総合的・専門的な相談支援の実施	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	0件	0件	1件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	0件	0件	1件
地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	0回	0回	1回

(7) 障害福祉サービス等の質の向上

活動指標	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	3人	3人	3人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制の有無及びその実施回数	無(0)	無(0)	有(1)



8

障害福祉サービスの利用見込み

(1) 訪問系サービス

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	人	16	16	16
	時間	148	148	148
重度訪問介護	人	0	0	0
	時間	0	0	0
同行援護	人	0	0	0
	時間	0	0	0
行動援護	人	1	1	1
	時間	18	18	18
重度障害者等包括支援	人	0	0	0
	時間	0	0	0

(2) 日中活動系サービス

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人	44	44	44
	人日	874	874	874
自立訓練(機能訓練)	人	0	0	0
	人日	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	人	1	1	1
	人日	1	1	1
就労移行支援	人	3	3	3
	人日	44	44	44
就労継続支援(A型)	人	8	13	20
	人日	160	260	400
就労継続支援(B型)	人	28	32	37
	人日	469	536	620
就労定着支援	人	5	7	10
療養介護	人	3	4	6
福祉型短期入所	人	5	5	5
	人日	35	35	35
医療型短期入所	人	1	1	1
	人日	1	1	1

(3) 居住系サービス

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助	人	25	28	32
施設入所支援	人	10	10	9
自立生活援助	人	0	0	0

(4) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人	31	32	34
地域移行支援	人	1	1	1
地域定着支援	人	0	0	0

9

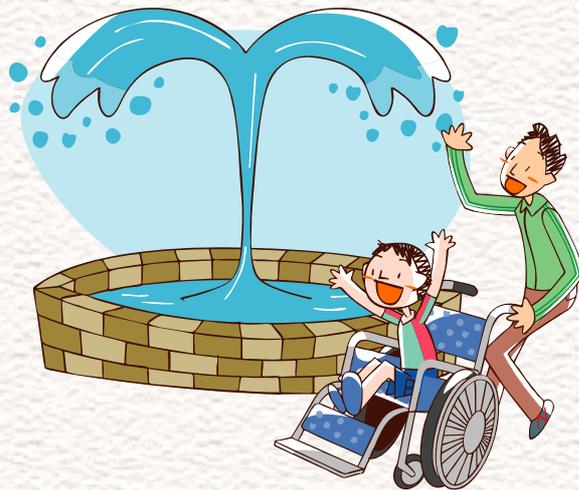
地域生活支援事業の利用状況と利用見込み

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施有無	有	有	有
自発的活動支援事業	実施有無	有	有	有
障害者相談支援事業	箇所	2	2	2
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施状況	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施状況	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	利用者数	23	23	23
成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	無	無	無
手話通訳者派遣事業	利用者数	2	2	2
要約筆記者派遣事業	利用者数	2	2	2
手話通訳者設置事業	設置人数	0	0	0
介護訓練支援用具	件	3	3	3
自立生活支援用具	件	3	3	3
在宅療養等支援用具	件	5	5	5
情報・意思疎通支援用具	件	23	28	32
排泄管理支援用具	件	563	618	679
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業	講習修了者数	1	1	1
移動支援事業	平均利用者数	10	10	10
	利用時間	108	108	108
地域活動支援センター事業	箇所数	2	2	2
	利用者数	20	20	20
体験的宿泊事業	件	9	10	11
緊急時一時宿泊事業	件	8	8	8
日中一時支援事業	年間の利用者数	6	6	6
訪問入浴サービス事業	月間の平均利用者数	2	2	2
自動車改造費助成事業	年間の利用者数	2	2	2
自動車運転免許取得費助成事業	年間の利用者数	1	1	1

10

障害児福祉の利用見込み

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
児童発達支援	人	1	1	1	
	人日	7	7	7	
医療型児童発達支援	人	0	0	0	
	人日	0	0	0	
放課後等デイサービス	人	14	14	14	
	人日	138	138	138	
保育所等訪問支援	人	0	0	0	
	人日	0	0	0	
居宅訪問型児童発達支援	人	0	0	0	
障害児相談支援	人	5	5	6	
医療的ケア児 に対する関連 分野の支援を 調整するコー ディネーター の配置人数	相談支援専門員 (美浜町との 合同)	配置数	1	1	1
	保健師 (町単独)		1	1	1



発行日／令和3年3月
編集・発行／南知多町 厚生部 福祉課
〒470-3495
愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪 18 番地
TEL：0569-65-0711
FAX：0569-65-0694